

細則第2附属書第1（細則第2第5条関係）

液状化等物質運送許容水分値測定申請書、液状化等物質水分測定申請書及び液状化等物質積付検査申請書記載要領

（第1章 通則）

1. 通則

1.1 旨等

- 1.1.1 特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号。）第17条第3項の規定により液状化等物質運送許容水分値測定若しくは液状化等物質水分測定を申請する場合、又は第25条第2項の規定により液状化等物質積付検査を申請する場合における液状化等物質運送許容水分値測定申請書（規程第3号様式）若しくは液状化等物質水分測定申請書（規程第4号様式）又は液状化等物質積付検査申請書（規程第5号様式）の記載の要領は、規程に定めるもののほか、この附属書の要領によるものとする。
- 1.1.2 この附属書において使用する用語は、別に定めるもののほか、規程において使用する用語の例による。

（例）

省令	特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）
特殊貨物告示	液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示（平成22年国土交通省告示第1526号）
規程	危険物等検査業務規程（平成16年8月30日国土交通大臣認可）
規程附属書第2	液状化等物質運送許容水分値測定、液状化等物質水分測定及び液状化等物質積付検査の実施方法等
TML測定	省令第17条第1項の液状化等物質運送許容水分値測定
水分測定	省令第17条第1項の液状化等物質水分測定
積付検査	省令第25条第1項の液状化等物質積付検査
集積区分	規程附属書第2第2条の集積区分

（第2章 液状化等物質運送許容水分値測定申請書の記載要領）

2. 液状化等物質運送許容水分値測定申請書

2.1 液状化等物質運送許容水分値測定申請書の記載上の基本原則

- 2.1.1 液状化等物質運送許容水分値測定申請書（以下この章において「申請書」という。）は、液状化等物質運送許容水分値測定申請権者（以下この章において「申請者」という。）又はその代理人が記載すべきものであることは当然であるが、その記載を正確にするため申請書の記載は、必ずこの要領によるものとする。
- 2.1.2 申請書は、申請者が省令の規定により測定を申請しなければならない場合のその申請すべき測定の具体的な内容を示すものであるので、その記載内容は、十分かつ正確なものとななければならない。

2.3 液状化等物質の種類

2.3.1 液状化等物質の種類は、告示で定める品名又は地方運輸局長の確認を受けたものであって、当該ばら積み固体貨物確認書に記載されている品名を記載すること。

(例)

コークブリーズ
蛍石（フッ化カルシウム）
銅精鉱
鉄精鉱
鉄精鉱（ペレットフィード）
鉄精鉱（シンターフィード）
鉛精鉱
黄鉄鉱
硫化灰（鉄分の多いもの）
亜鉛精鉱
亜鉛焼結鉱
焼成硫化鉄鉱
鉄鋼スラグ及びその混合物
化学石こう

2.4 組成、成分及び粒度

2.4.1 組成、成分及び粒度は、測定に必要な事項を適切に記載する。特に粒度分布は、TMLの測定に重要な項目であるので、粒度分布表を添付する等により明らかにすること。

2.4.2 以前に測定したTML値は、測定の際参考となるので、最近の測定値をその測定年月日とともにこの欄に記載しておくこと。

(例)

成分：銅分 30.5%、鉄分 24.5%、硫黄分 30.5%、その他 14.5%

粒度：	+100	メッシュ	0.5%
	-100	+150	1.5%
	-150	+200	5.0%
	-200	+325	16.0%
	-325		77.0%
	合計		100.0%

(参考 TML： 8.0% 平成5年7月30日測定)

2.5 製造地

2.5.1 製造地は、測定を申請する液状化等物質の製造地の国名、地方名産地名等製造地が明らかになるように記載する。

2.6 製造者の氏名又は名称及び住所

2.6.1 製造者の氏名又は名称及び住所は、製造者の氏名又は名称及び住所を記載する。

2.6.2 製造者が法人の場合にあっては、その法人の名称及び代表者の氏名並びに住所を記載する。

2.6.3 製造者の名称は、略号等を用いず必ず正式名称を記載する。

例えば、「日本鉱山(株)」、「N. M. C o. L T D.」等ではなく、「日本鉱山株式会社」、「ニッポンマインカンパニーリミテッド」と記載する。

2.7 採取年月日

2.7.1 採取年月日は、測定を申請する液状化等物質の採取年月日を記載する。

2.8 その他の必要情報

2.8.1 粒径等性状の異なる液状化等物質を混合して運送する場合（以下「混合品」という。）においては、申請書の欄外に集積区分の名称又は銘柄とその混合比率を記載する。

（第3章 液状化等物質水分測定申請書の記載要領）

3. 液状化等物質水分測定申請書

3.1 液状化等物質水分測定申請書の記載上の基本原則

3.1.1 液状化等物質水分測定申請書（以下この章において「申請書」という。）は、液状化等物質水分測定申請権者（以下この章において「申請者」という。）又はその代理人が記載すべきものであることは当然であるが、その記載を正確にするため申請書の記載は、必ずこの要領によるものとする。

3.1.2 申請書は、申請者が省令の規定により測定を申請しなければならない場合のその申請すべき測定の具体的な内容を示すものであるので、その記載内容は、十分かつ正確なものとななければならない。

3.1.3 申請書は、測定しななければならない事項を明らかにするとともに、責任の範囲を示すものであるため、その受理に当たっては、その記載内容に不備がないこと等を十分審査し、かつ、確認しなければならない。

3.1.4 申請書に記載する用語は、原則として省令において採用されている用語を用いるものとする。

3.1.5 申請書に記載する固有名詞（申請者又は製造者の氏名若しくは名称、液状化等物質の種類、組成、成分、製造地等）は、すべて和文で記載するものとし、外国の地名、外国法人の名称等については原則としてカタカナ書きするものとし、カタカナ書きが著しく困難な場合に限り英文によることができるものとする。

3.1.6 液状化等物質水分測定表英訳書を必要とする場合は、申請書に英文を併記させるものとする。

3.2 申請者の氏名又は名称及び住所

3.2.1 申請者の氏名又は名称及び住所は、省令第17条第1項の規定により申請者である者の氏名又は名称及び住所を、申請者が法人の場合にあってはその法人の名称及び代表者の氏名並びに住所を記載する。

(例)

申請者の氏名又は	甲山 一郎
名称及び住所	東京都千代田区丸の内1-1-1

3.2.2 代理人が申請の手続きを行う場合は、申請者の氏名又は名称及び住所を記載し、その下に申請代理人である旨及び申請代理人の氏名及び住所を、申請代理人が法人の場合にあってはその法人の名称及び代理人の氏名並びに住所を記載する。

(例)

(1) 申請者の氏名又は	甲山 一郎
名称及び住所	東京都千代田区丸の内1-1-1
申請代理人	乙川 二郎 印
	東京都港区虎ノ門1-1-1

(2) 申請者の氏名又は	甲山 一郎
名称及び住所	東京都千代田区丸の内1-1-1
申請代理人	乙川船舶株式会社
	営業部長 乙川 三郎 印
	東京都港区虎ノ門1-2-3

3.3 液状化等物質の種類

3.3.1 液状化等物質の種類は、告示で定める品名又は地方運輸局長の確認を受けたものであって、当該ばら積み固体貨物確認書に記載されている品名を記載すること。

3.4 集積場所

3.4.1 集積場所は、測定を申請する液状化等物質の集積保管してある場所の名称を記載する。

(例) 乙山鉱山株式会社東京製造所第2倉庫
東京港品川埠頭第1号岸壁

3.5 集積区分の名称

3.5.1 集積区分の名称は、集積区分ごとの貯鉱の状態又は方法を次の例により記載する。

(例) 「山型野積」、「山型野積シート覆」、「カマボコ型野積」、「倉庫内乱山」等

3.6 集積区分ごとの質量

3.6.1 集積区分ごとの質量は、各集積区分ごとの質量を「トン」数にて記載する。

3.7 積載予定船舶の船種及び船名

3.7.1 積載予定船舶の船種は、船舶法施行細則第1条でいう「汽船」又は「帆船」の別をいい、船舶国籍証明又は船籍票の（船舶の）種類の欄に記載されている種類を記載する。

3.7.2 積載予定船舶の船名は、船舶国籍証書、船舶検査証書等に記載されている正確な船名を記載する。

（例）

大阪丸

第一青森丸

オーシャンアロー

れいんぼうぶりっじ

さっぽろ丸

新居浜エクスプレス丸

3.8 総トン数

3.8.1 総トン数は、船舶国籍証書、船舶検査証等に記載されている総トン数をトンをつけて記載する。

3.9 積載予定月日

3.9.1 積載予定月日は、当該液化等物質を船舶に積載する予定日を記載する。

3.10 その他の必要情報

3.10.1 混合品の水分測定においては、申請書の欄外に、集積区分の名称又は銘柄とその混合比率（TML測定で用いられたものと同じのものに限る）及び混合質量（トン）を記載する。

（第4章 液化等物質積付検査申請書記載要領）

4. 液化等物質積付検査申請書

4.1 液化等物質積付検査申請書の記載上の基本原則

4.1.1 液化等物質積付検査申請書（以下この章について「申請書」という。）は、申請権者（以下この章において「申請者」という。）又はその代理人が記載すべきものであることは当然であるが、その記載を正確にするため申請書の記載は、必ずこの要領によるものとする。

4.1.2 申請書は、申請者が省令の規定により積付検査を受けなければならない場合のその受けるべき検査の具体的な内容を示すものであるため、その記載内容は、十分かつ正確なものでなければならない。

4.1.3 申請書は、検査を受けなければならない事項を明らかにするとともに、責任の範囲を示すものであるため、その受理に当たっては、その記載内容に不備がないこと等を十分審査し、かつ、確認しなければならない。

- 4.1.4 申請書に記載する用語は、原則として省令において採用されている用語を用いるものとする。
- 4.1.5 申請書に記載する固有名詞（船名、船舶所有者の氏名又は名称、船積港、申請者の氏名又は名称等）は、日本船舶の船名、本邦内の地名等についてはすべて和文で記載するものとし、外国船舶の船名、外国の地名、外国法人の名称等については原則としてカタカナ書きするものとし、カタカナ書きが著しく困難な場合に限り英文によることができるものとする。
- 4.1.6 液状化等物質積付検査証英訳書を必要とする場合は、申請書に英文を併記させるものとする。

4.2 船長の氏名及び住所

- 4.2.1 省令第25条第2項の規定により積付検査の受検義務者（申請者）である当該船舶の船長の氏名及び住所を次の例により記載する。

（例）

- (1) 日本人が船長の場合

船長の氏名 甲 山 一 郎 印
及び住所 東京都千代田区丸の内 1-1-1

又は

船長の氏名 甲 山 一 郎
及び住所 東京都千代田区丸の内 1-1-1

- (2) 外国人が船長の場合

船長の氏名 *J . H . C h o i*
及び住所 1-2, Jongro-ku, Seoul, Korea

- 4.2.2 代理人が検査申請の手続きを行う場合は、船長の氏名及び住所を記載し、その下に申請代理人である旨及び申請代理人の氏名及び住所を、申請代理人が法人の場合にあってはその法人の名称及び代理人の氏名並びに住所を記載する。

（例）

- (1) 船長の氏名 甲山 一郎
及び住所 東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 1
申請代理人 乙川 二郎 印

東京都港区虎ノ門 1 - 1 - 1

- (2) 船長の氏名 甲山 一郎
及び住所 東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 1
申請代理人 乙川船舶株式会社

営業部長 乙川 三郎 印

東京都港区虎ノ門 1 - 2 - 3

4.3 船種及び船名

4.3.1 船種は、船舶法施行細則第1条でいう「汽船」又は「帆船」の別をいい、船舶国籍証明又は船籍票の（船舶の）種類の欄に記載されている種類を記載する。

4.3.2 船名は、船舶国籍証書、船舶検査証書等に記載されている正確な船名を記載すること。

（例）

東京丸

第一青森丸

オーシャナロー

れいんぼーぶりっじ

さっぽろ丸

新居浜エクスプレス

4.4 船舶番号

4.4.1 船舶番号は、船舶国籍証書等に記載されている船舶の番号を記載する。

4.5 船積港

4.5.1 船積港は、当該液状化等物質を積載する港の名称を記載する。

4.6 船積予定日時

4.6.1 船積予定日時は、当該液状化等物質を積載する日時であり、申請者が当該積付検査を受けようとする日時を記載すること。

4.7 陸揚港

4.7.1 陸揚港は、当該液状化等物質を陸揚げする港の名称を記載する。

4.8 液状化等物質の種類

4.8.1 液状化等物質の種類は、告示で定める品名又は地方運輸局長の確認を受けたものであって、当該ばら積み固体貨物確認書に記載されている品名を記載すること。

4.9 積載場所

4.9.1 積載場所は、「第1番船倉」等と記載する。

4.10 積載方法

4.10.1 積載方法は、適合する省令の条項を記載する。

（例）「省令第23条第2項の規定による。」

4.11 質量

4.11.1 質量は、積載場所ごとに積載予定質量を「トン」数により記載する。

4.12 運送許容水分値

4.12.1 運送許容水分値は、省令第16条の2第1項の規定に基づき荷送人から提出された当該液化等物質の運送許容水分値測定表の運送許容水分値を記載する。

4.13 水分

4.13.1 水分は、省令第16条の2第1項の規定に基づき荷送人から提出された当該液化等物質の水分値測定表の水分を記載する。

附則 (略)